

基安発 0603 第 1 号
平成 25 年 6 月 3 日

一般社団法人全国建設業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長
(公 印 省 略)

解体用機械等の安全対策の充実事項の周知等について（要請）

平素より労働安全衛生行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、工作物などの解体に使用される建設機械である鉄骨切断機、コンクリート圧砕機及び解体用つかみ機（以下「鉄骨切断機等」といいます。）による労働災害の発生状況及び専門家による検討結果を踏まえ、鉄骨切断機等による労働災害の防止に関して、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）等の改正を行うため、平成 25 年 4 月 12 日に、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成 25 年厚生労働省令第 58 号。以下「改正省令」といいます。）を公布するとともに、安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示（平成 25 年厚生労働省告示第 141 号。以下「改正告示」といいます。）を公示し、同年 7 月 1 日から施行することとしたところです。

貴団体におかれましては、本改正の趣旨及び内容を御理解いただき、会員事業場等において、改正された労働安全衛生規則等に基づく労働災害防止対策を徹底するほか、解体用機械等に係る安全対策の一層の充実が図られるよう、下記の取組の実施をお願いいたします。

なお、本要請は、別添 1 の団体あてに行っていますので、御了知ください。

また、別添 2 のとおり、本改正の周知用パンフレットを同封しますので、周知等に当たって御活用ください。

記

別紙の「要請事項」の 1、2 に特に取り組むこと。

要請事項

1 各団体における共通の取組

別添 3 の改正省令及び別添 4 の改正告示の趣旨及び内容について、別添 2 を活用する等により会員に対して周知すること。

2 車両系建設機械を使用する事業者の団体の取組

会員事業場等が、改正された労働安全衛生規則等の遵守に加え、次の安全対策を実施するよう周知啓発を行うこと。

- (1) 機械総重量が大きく、かつブーム又はアームの長い車両系建設機械を使用する場合は、現場の作業箇所の状態を調査した上で、地盤を締め固める等車両系建設機械の転倒防止措置を適切に講じること。
- (2) アタッチメントを取り替えた場合には、運転者の見やすい位置に、当該アタッチメントの重量（すくい上げることのできる物の容量や持ち上げることができる物の重量を含む。以下同じ。）の表示又は書類の備付けを行うとともに、当該アタッチメント自体にも同様の表示を行うよう努めること。
- (3) 取替え可能なアタッチメントの定期自主検査（特定自主検査）は、その実施漏れを防ぐ観点から、車両系建設機械本体の定期自主検査と合わせて行うよう努めること。
- (4) 1 年以内に行う定期自主検査（特定自主検査）を実施した車両系建設機械については、当該検査を行った年月を明らかにすることができる検査標章を貼り付けなければならないが、取替え可能なアタッチメントにも、当該検査を実施したことを証するシール（別添 5 参照）を貼るよう努めること。
- (5) 改正により新設された労働安全衛生規則第 171 条の 5 のただし書の「物体の飛来等の状況に応じた当該危険を防止するための措置」の例として、別添 3 の第 2 の 2 の（4）のイの③において次のアからウまでの事項が示されているが、できるだけア又はイの措置を採ること。
 - ア アタッチメント自体に物体の飛来を防止する覆いを取り付けること。
 - イ 予想される物体の飛来又は激突の強さに応じた強度を有する防護設備を設けること。
 - ウ 物体の飛来の強さが十分弱い場合に、顔面の保護面を有する保護帽及び身体を保護できる衣服を使用させること。
- (6) アタッチメントを取り替えた結果、労働安全衛生法令上の車両系建設機械ではなくなった建設機械についても、車両系建設機械に準じて次の措置を講ずること。
 - ア 機体重量 3 トン以上の機械については、平成 25 年 7 月 1 日以降に実施される車両系建設機械（解体用）運転技能講習を修了した者をその運転業務に就かせること。

く小型車両系建設機械（解体用）の運転の業務に係る特別教育を実施した者をその運転業務に就かせること。

ウ アタッチメントを取り替えた場合には、運転者の見やすい位置に、当該アタッチメントの重量の表示又は書類の備付けを行うとともに、当該アタッチメント自体にも同様の表示を行うよう努めること。

エ 不安定なアタッチメントである場合は、交換時に架台を使用させること。

オ 定期的に自主検査を実施すること。

3 車両系建設機械の製造者の団体の取組

(1) 会員事業場等が、車両系建設機械の製造に当たって、改正省令等に定める安全基準に適合させることのみならず、次の安全対策に取り組むよう働きかけを行うこと。

ア 転倒時保護構造（以下「ROPS」という。）又は横転時保護構造（以下「TOPS」という。）を備えた車両系建設機械の種類を増やしていくこと。

なお、これらを備えた車両系建設機械については、運転者の見やすい位置に、その旨の表示を行うことが望ましいこと。

イ 取替え可能なアタッチメントには、当該アタッチメントの重量の表示を行うこと。

ウ 運転室を有しない解体用機械について、予想される物体の飛来等による危険を防止するための設備を備えた解体用機械の種類を増やしていくこと。

エ 作業範囲（安定を確保する観点から定められた、ブーム及びアームを動かすことができる範囲）を超えてブーム又はアームが操作されるおそれがある解体用機械について、当該作業範囲を超えてブーム又はアームが操作されたときに、起伏装置及び伸縮装置の作動を自動的に停止させる装置の開発に努めること。

オ 斜面で使用される車両系建設機械の転倒災害を防止するため、接地面の傾斜を測定するための本体角度計及び車体が安定度の限界となる角度を超えることがないように作動する転倒防止警報装置の開発に努めること。

(2) ドラグ・ショベルの操作の標準化は、各メーカーの協力等により進められてきていることから、解体用機械についても同様に、労働災害防止の観点から操作の標準化について検討すること。

4 定期自主検査実施関係団体の取組

1年以内に行う定期自主検査（特定自主検査）を実施した車両系建設機械のアタッチメントに当該検査を実施したことを証するシール（別添5参照）を貼ることについて、車両系建設機械を使用する専門工事業者やその元方事業者等関係者の要請に適切に対応すること。

5 機械等貸与関係団体の取組

会員事業場等が次の事項を実施するよう周知啓発に取り組むこと。

- (1) 取替え可能なアタッチメントには、当該アタッチメントの重量の表示を行うよう努めること。
- (2) 1年以内に行う定期自主検査（特定自主検査）を実施したアタッチメントには当該検査を実施したことを証するシール（別添5参照）を貼り付けること。また、1年以上貸与するなど、定期自主検査の実施周期を超えて貸与した車両系建設機械のアタッチメントについては、貸与を受けた者により定期自主検査を実施したことを証するシールが貼り付けられているか確認すること。
- (3) ROPS又はTOPSを備えた車両系建設機械の普及状況を踏まえつつ、できるだけこれらを備えた機械を貸与するよう努めること。

6 登録教習機関関係団体の取組

現行の車両系建設機械（解体用）運転技能講習（ブレーカ対象）を修了した者又は鉄骨切断機等の運転の業務に平成25年7月1日時点において6ヶ月以上従事した者に対して行う、改正省令附則第3条各号の規定に基づき都道府県労働局長が定める講習（以下「技能特例講習」という。）については、受講希望者が可能な限り速やかに受講できるよう受講機会を確保することが重要であることを会員等に対して周知啓発すること。

また、技能特例講習の対象者ができるだけ早く当該講習を受講するよう周知啓発に取り組むこと。

7 民間発注者団体の取組

会員事業場等が次の事項を実施するよう働きかけること。

- (1) 自らが発注する建設工事の関係請負人の中に、車両系建設機械を用いた作業を行う事業者がいる場合には、同事業者において上記2の(1)から(6)の事項が適切に講じられるよう、工事を請け負わせた元方事業者等と連携の上、当該関係請負人に対し、必要な指導・援助を行うこと。
- (2) 都市再開発等において多く見られるが、建築物の新築工事とは別に解体工事を専門に実施する施工業者に解体工事を直接発注する場合は、鉄骨切断機等の運転に必要な資格者の配置等法令に基づく措置はもとより、上記2の(1)から(6)に掲げる事項を適切に講ずることができる者を施工業者として選定するよう配慮すること。

要請先団体一覧

- 1 車両系建設機械を使用する事業者団体等
建設業労働災害防止協会
公益社団法人全国解体工事業団体連合会
一般社団法人全国建設業協会
公益社団法人全国産業廃棄物連合会
一般社団法人日本機械土工協会
一般社団法人日本建設業連合会
- 2 車両系建設機械の製造者団体
一般社団法人日本建設機械工業会
一般社団法人日本建設機械施工協会
- 3 定期自主検査実施関係団体
公益社団法人建設荷役車両安全技術協会
- 4 機械等貸与関係団体
一般社団法人日本建設機械レンタル協会
- 5 登録教習機関関係団体
一般社団法人全国登録教習機関協会
- 6 民間発注者団体
一般社団法人不動産協会
一般社団法人全国住宅産業協会

平成25年7月1日から、鉄骨切断機等も規制対象となる 改正「労働安全衛生規則」が施行されます

平成25年7月1日から、鉄骨切断機、コンクリート圧碎機、解体用つかみ機（以下「鉄骨切断機等」という）は、労働安全衛生法令（安衛法令）上の車両系建設機械の解体用機械として、規制の対象となります。

これまで鉄骨切断機等は車両系建設機械には該当せず、安衛法令は適用されませんでした。が、休業4日以上死傷災害が年間100件以上も発生しており、死亡災害等の重篤な災害も起きていることから、対象とすることとしました。

改正労働安全衛生規則（安衛則）の改正のポイントをまとめましたので、鉄骨切断機等の車両系建設機械の安全な使用のためにお役立てください。

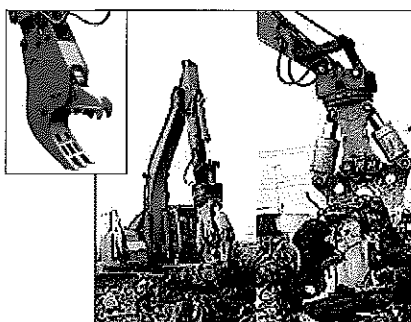
規制対象となる鉄骨切断機等

鉄骨切断機
(鉄骨を切断)



日立建機株式会社製
建設業労働災害防止協会(建災防)提供

コンクリート圧碎機
(コンクリート構造物を砕く)



日立建機株式会社製、同社提供
(上写真右はコンクリート圧碎機(大割)・左は同(小割))

解体用つかみ機
(木造工作物を解体)

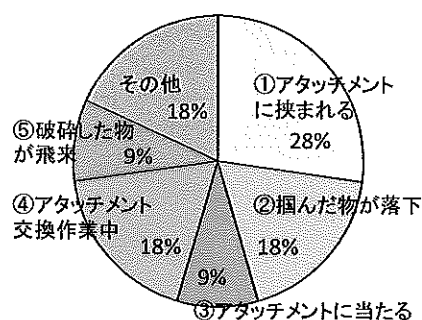


キャタピラー・ジャパン株式会社製
同社提供

平成23年労働災害発生状況

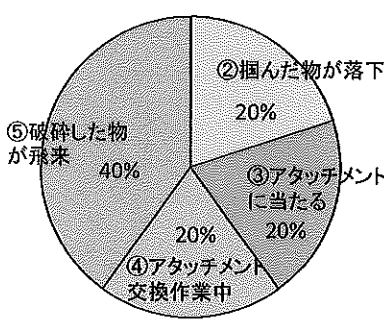
※ 資料出所：労働者死傷病報告

鉄骨切断機



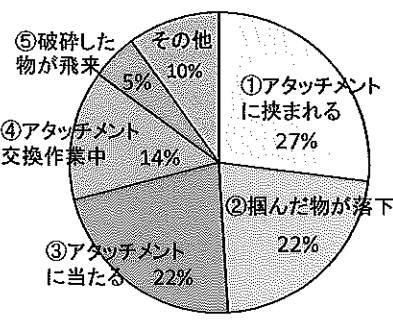
休業4日以上災害 合計11人

コンクリート圧碎機



休業4日以上災害 合計5人

解体用つかみ機



休業4日以上災害 合計100人



鉄骨切断機等は、安衛法令による解体用機械として次の義務がかかります。

政省令 機種	①令10条	②令13条	③令15条		⑤令20条	⑥安衛則 36条	⑦安衛則
	機械等貸 与者措置	構造規格	第1項 定期自主 検査	④第2項 特定自主 検査	就業制限	特別教育	その他 の規制
6号 解体用機械	○	○	○	○	機体重量 3t以上	機体重量 3t未満	○

(注1)「令」は労働安全衛生法施行令、「安衛則」は労働安全衛生規則の略。

(注2)新たな解体用機械の就業制限については、所要の経過措置を設ける。

(注3)7月1日以降に製造手配したものは改正構造規格の対象となる。

(注4)解体用機械とは、ブレーカ及び鉄骨切断機等をいう。

労働安全衛生法（以下「法」という。）及び関係政省令等により、解体用機械については、上の表の①から⑦について次の措置が必要です。

- ① 機械等貸与者（リース業者）は、貸し出すに際しあらかじめ、点検、整備を実施（法33条）
- ② 厚生労働大臣が定める構造規格を具備しないと、譲渡、貸与等を禁止（法42条）
- ③ 定期自主検査（1年以内、1月以内ごと）を実施（法45条第1項）
- ④ 1年以内ごとに行う定期自主検査は一定の資格者が実施（特定自主検査、法第45条第2項）
- ⑤ 3トン以上の機体重量の機械の運転の業務は、技能講習の修了者以外は禁止（法61条）
- ⑥ 3トン未満の機体重量の機械の運転の業務に就かせるときは特別の教育を実施（法59条第3項）
- ⑦ その他使用上の規制の履行（安衛則第2編第2章第1節）

上の②の厚生労働大臣が定める構造規格（車両系建設機械構造規格）の主な内容は次のとおりです。（下線部が今回の改正条文）

強度（1条）、安定度（2条、3条、4条）、走行用ブレーキ（5条）、作業装置用ブレーキ（6条）、運転に必要な視界等（9条）、アーム等の昇降による危険防止設備（11条）、警報装置（13条）、作業範囲を超えたときの自動停止装置等（13条の2）、安全弁等（14条）、表示（15条）

上の⑦のその他使用上の規制（安衛則）の主な内容は次のとおりです。（下線部が今回の改正条文）

- 1) 構造 前照燈（152条）、ヘッドガード（153条）
- 2) 使用 地形等の調査及び記録（154条）、作業計画（155条）、転落等の防止等（157条、157条の2）、接触の防止（158条）、合図（159条）、主たる用途以外の使用の制限（164条）
修理等（165条）、アタッチメントの倒壊等による危険の防止（166条の2）、アタッチメントの装着の制限（166条の3）、アタッチメントの重量の表示等（166条の4）、定期自主検査（167条、168条）、使用の禁止（171条の4、171条の5）、立入禁止等（171条の6）

改正のポイント1〔構造関係〕

事業者の皆さまへ

1 ヘッドガード(安衛則第153条)

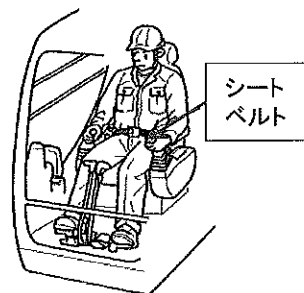
岩石の落下等(鉄骨切断物を含む。)により労働者に危険が生ずるおそれのある場所で解体用機械を使用するときは、堅固なヘッドガードを備えたものを使ってください。

2 転倒時保護構造及びシートベルト(安衛則第157条の2)

路肩、傾斜地等で転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれのある場所で解体用機械を使用するときは、転倒時保護構造を有し、かつシートベルトを備えたもの以外の機械を使用しないよう努めてください。
また、運転者にはシートベルトを使用させるよう努めてください。

補足事項

- ① 1、2の措置とも、解体用機械に限らず車両系建設機械全般を対象に課していますが、1は義務、2は努力義務です。
- ② 2に関しては、路肩、傾斜地等での転倒、転落防止のための誘導者の配置や路肩の崩壊防止等の措置も徹底してください。(安衛則第157条)



3 運転室のない解体用機械の使用禁止(安衛則第171条の5)

物体の飛来等により運転者に危険が生ずるおそれのあるときは、運転室を有しない解体用機械を用いて作業を行わないでください。(ただし、物体の飛来等による危険の防止措置を講じた場合を除きます。)

補足事項

- 危険の防止措置は、次の例があります。
- ① アタッチメント自体への覆いの取付け
 - ② 物体の飛来又は激突の強さに応じた防護設備の取付け
 - ③ 物体の飛来の強さが十分弱い場合、顔面の保護面を有する保護帽等の使用

フロントガード(物体の飛来による危険を防止するための設備)

ヘッドガード(岩石等の落下による危険を防止するための設備)

前面ガラス(安全ガラス)



運転室周りの飛来物防護設備の例

※上の写真:キャビラージヤン株式会社製、同社提供

製造者の皆さまへ

4 運転に必要な視界等(運転室の飛来物防護設備)(構造規格第9条)

鉄骨切断機及びコンクリート圧碎機の運転室には、その前面に、物体の飛来による危険を防止するための設備を備えてください。

運転室(運転席を含む。)前面の飛来物防護措置

	根拠条文	措置
車両系建設機械(ブレーカを除く。)の運転室	構造規格第9条第3項	安全ガラス
ブレーカの運転室	構造規格第9条第4項	安全ガラス or 飛来物防護設備
鉄骨切断機又はコンクリート圧碎機の運転室	構造規格第9条第5項	安全ガラス+飛来物防護設備
解体用つかみ機の運転室	構造規格第9条第3項	安全ガラス
運転室のない解体用機械	安衛則第171条の5	アタッチメントの覆い、飛来物防護設備又は保護具

改正のポイント2〔アタッチメントを交換できる車両系建設機械（解体用機械に限りません）の使用関係〕

事業者の皆さまへ

1 修理、アタッチメント交換時の措置（作業指揮者）（安衛則第165条）

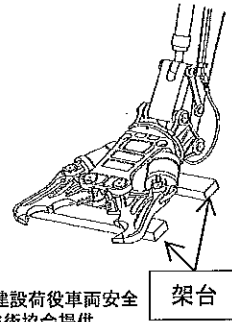
車両系建設機械の修理又はアタッチメントの装着又は取り外しの作業を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、その者に、ブーム等の降下による危険を防止するための安全支柱、安全ブロック等（第166条）及びアタッチメントの倒壊等による危険を防止するための架台（安衛則第166条の2）の使用状況を監視させてください。

2 アタッチメントの倒壊等による危険の防止（安衛則第166条の2）

車両系建設機械のアタッチメントの装着又は取り外しの作業を行うときは、アタッチメントが倒壊すること等による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に架台を使用させてください。

補足事項

- ① 架台は、専用の架台に限らず、敷角等アタッチメントの倒壊等を防止できるものであれば可。
- ② 安定的に地面に置くことができるアタッチメントにまで架台の使用を義務付けているものではありません。



3 アタッチメントの装着の制限（安衛則第166条の3）

車両系建設機械には、その構造上定められた重量を超えるアタッチメントを装着しないでください。

4 アタッチメントの重量の表示等（安衛則第166条の4）

アタッチメントを取り替えたときは、運転者の見やすい位置にアタッチメントの重量（バケット、ジッパー等を装着したときは、当該バケット、ジッパー等の容量又は最大積載重量を含む。）を表示し、又は当該車両系建設機械に運転者がアタッチメントの重量を容易に確認できる書面を運転席周辺の容易に取り出せる場所に備え付けてください。

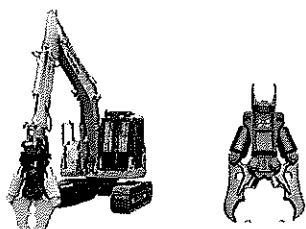
補足事項

- ① アタッチメントには、鉄骨切断具、コンクリート圧砕具、解体用つかみ具、ブレーカユニット、バケット、ジッパーが含まれます。
- ② 「バケット、ジッパー等」の「等」には、「解体用つかみ具」が含まれ、その場合は最大積載重量は、最大持ち上げ重量を示します。
- ③ 平成25年6月30日までに譲渡等された機械について、その機械を譲渡等した者は、相手方の求めに応じてアタッチメントの重量の情報を提供する必要があります。
- ④ アタッチメント自体にも同様の表示を行うことが望ましいものです。

製造者の皆さまへ

5 取り替えられるアタッチメントへの表示等（構造規格第15条第3項）

取り替えられるアタッチメントを有する車両系建設機械は、製造者名等の事項に加え、運転者の見やすい位置に当該アタッチメントの重量及び装着することができるアタッチメントの重量が表示されているか又は運転者がアタッチメントの重量を容易に確認できる書類が備え付けられているものとしてください。（※容易に確認できる書類とは、取扱説明書のような厚いものでなく、アタッチメントの重量をすぐ確認できる1枚程度のものです。）



コンクリート圧砕機（コマツ製、同社提供）とアタッチメントのコンクリート圧砕具（大割）

取り替えられるアタッチメントを有する車両系建設機械への表示は、

製造時
製造者が次の事項を表示
・装着したアタッチメントの重量等
・装着可能な範囲のアタッチメントの重量等



譲渡

使用時
アタッチメントを交換した使用者は次の事項を表示
・交換後のアタッチメントの重量等

改正のポイント3〔解体用機械の使用関係〕

事業者の皆さまへ

1 地形等の調査及び記録(安衛則第154条)

解体用機械を用いて解体作業を行うときは、転落、転倒による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、当該作業に係る場所について地形等（地盤の強度、傾斜等を含みます。）の状態等を調査し、その結果を記録してください。

2 作業計画(安衛則第155条)

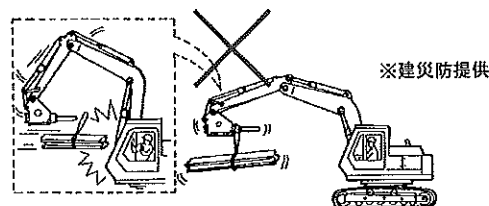
解体用機械を用いて作業を行うときは調査により知り得たところに適応する作業計画を定め、その作業計画により作業を行ってください。作業計画には、機械の種類及び能力、運行経路、作業方法（機械の位置や立入り禁止区域等を含む。）を示すとともに、関係労働者に周知してください。

※作業計画モデルは宮城労働局ホームページからダウンロード可能です。

<http://miyagi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/var/rev0/0045/8536/kinyuurei.pdf>

3 主たる用途以外の使用の制限(安衛則第164条)

解体用機械のアタッチメントにワイヤロープをかけて荷のつり上げ作業を行う等解体用機械の主たる用途以外の用途に使用しないでください。



4 定期自主検査(安衛則第167条及び第168条)

解体用機械については、1年以内ごとに1回、定期に、自主検査を行ってください。この場合、その検査（特定自主検査）は検査業者又は一定の資格者に行わせてください。また、1月以内ごとに1回、定期に、自主検査を行ってください。

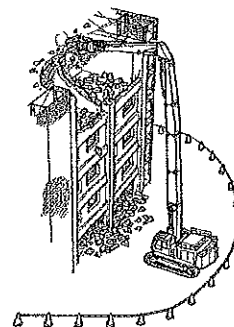
5 立入禁止等(安衛則第171条の6)

解体用機械を用いて作業を行うときは次の措置を講じてください。

- ① 物体の飛来等により労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に運転者以外の労働者を立ち入らせないこと。
- ② 強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業を中止すること。

補足事項

- ① この立入禁止の範囲は、物体の飛来に加え、解体用つかみ機によりつかんだ物やアタッチメントに激突されるおそれのある範囲も含まれます。カラーコーン等で分けしてください。
- ② 解体用機械の誘導者も立入禁止区域への立入りは禁止されます。飛来等のおそれのある区域外から誘導するようにしてください。



※建災防提供

改正のポイント4〔長い作業装置を有する解体用機械関係〕

事業者の皆さまへ

1 1月以内に実施する定期自主検査の項目の追加(安衛則第168条)

解体用機械のうちブーム及びアームの長さの合計が12メートル以上である機械（以下「特定解体用機械」という。）については、1月以内ごとに定期的に、操作装置、作業装置等の異常の有無に加え、逆止め弁、警報装置等の異常の有無について、自主検査を実施してください。

補足事項

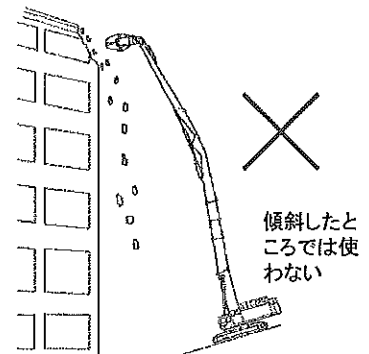
- ① 逆止め弁は、油圧ホースの損傷等により油圧が急激に低下したときにブームの急降下を防止するための弁でブームシリンダーの下部に備えられます。1月以内の検査では、油漏れの有無をチェックします。
- ② 警報装置は、作業範囲を超えてブーム等が操作されたときに警音を発する装置のことです(下記4の警音を発する装置)。作業範囲を超えた時に作動するかをチェックします。
- ③ 「警報装置等」の「等」には、自動停止装置、ブーム角度計、水準器が含まれます。これらが、正常に作動するかをチェックします。

2 傾斜地等での使用の禁止(安衛則第171条の4)

路肩、傾斜地等であって、「特定解体用機械」の転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれがある場所では、特定解体用機械を用いて作業を行わないでください。

補足事項

- ① 「労働者に危険が生ずる場所」には、傾斜角が5度を超える傾斜地、岩石、根株等があつて転倒等のおそれのある場所が含まれます。
- ② 補強やガードレールを設置した路肩、必要な広さ及び強度を有する鉄板の敷設や締め固めを行った地盤は、「労働者に危険が生ずる場所」には含まれません。(安衛則第157条、第157条の2も同様です。)



製造者の皆さまへ

3 前方安定度(構造規格第4条第5項)

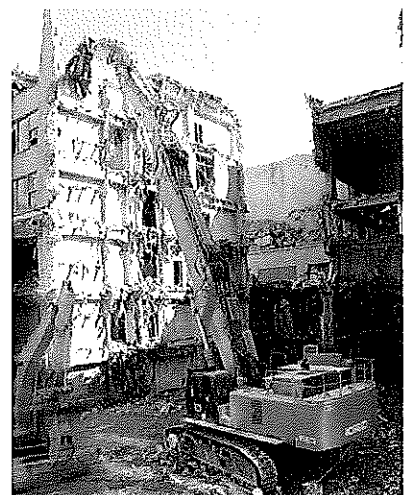
特定解体用機械は、ブーム及びアームが向けられている側の転倒支点における安定モーメントの値をその転倒支点における転倒モーメントの値で除して得た値が1.5以上である前方安定度を有するものとしてください。

4 作業範囲を超えたときの自動停止装置等(構造規格第13条の2)

特定解体用機械で作業範囲を超えてブーム又はアームが操作されるおそれのあるものは、作業範囲を超えてブーム及びアームが操作されたときに、起伏装置等の作動を自動的に停止させる装置又は警音を発する装置を備えているものとしてください。

5 安全弁等(構造規格第14条第2項)

油圧を動力として用いる特定解体用機械の起伏装置等は、当該油圧の異常低下によるブーム及びアームの急激な降下等を防止するための逆止め弁を備えているものとしてください。



特定解体用機械のコンクリート圧砕機
コベルコ建機株式会社製、同社提供

改正のポイント5〔鉄骨切断機等の運転業務関係〕

事業者の皆さまへ

1 3トン以上の鉄骨切断機等の運転の業務に就くことができる者(安衛則別表第3)

3トン以上の鉄骨切断機等の運転は、平成25年7月1日以降に開始される車両系建設機械(解体用)運転技能講習を修了した者等に行わせてください。

2 3トン以上の鉄骨切断機等の運転の業務に就くことができる者(安衛則改正省令附則第3条第1号)

改正前の解体用技能講習(ブレーカに係る技能講習)を修了した者については、平成27年6月30日までの間に行われる都道府県労働局長の定める講習(技能特例講習)を修了した場合には、鉄骨切断機等の運転の業務に就くことができることとなりましたので、できるだけ早く受講させてください。

3 3トン以上の鉄骨切断機等の運転の業務に就くことができる者(安衛則改正省令附則第3条第2号)

平成25年7月1日時点で、鉄骨切断機等の運転の業務に従事しており、かつ、当該業務に6月以上従事した経験を有する者については、平成27年6月30日までの間に行われる都道府県労働局長の定める講習(技能特例講習)を修了した場合には、鉄骨切断機等の運転の業務に就くことができることとなりましたので、できるだけ早く受講させてください。

補足事項

- ① 車両系建設機械(解体用)運転技能講習(以下「解体用技能講習」という。)は、ブレーカを対象としたものから、ブレーカ及び鉄骨切断機等の4機種を対象としたものになります。(平成25年7月1日)
- ② 講習内容が充実したことにより、講習時間は改正前の35時間から改正後は38時間となります。また、整地・運搬・積込み用及び掘削用の技能講習を修了した者に対する特例の講習の時間は、改正前の3時間から改正後は5時間となります。(詳細は次ページを参照ください。)
- ③ 改正前の解体用技能講習を修了した者は、平成25年7月1日以降も引き続きブレーカの運転業務に就くことができます。
- ④ 技能特例講習の種類は、資格、経験に応じて4種類です。(詳細は次ページを参照ください。)
- ⑤ 国土交通省資格の建設機械施工技士の方も鉄骨切断機等の運転に当たっては、講習の受講が必要です。(詳細は次ページを参照ください。)

4 3トン未満の鉄骨切断機等の運転の業務に就かせるときの特別教育(安衛則第36条第9号)

平成25年7月1日以降に、3トン未満の鉄骨切断機等の運転の業務に労働者を就かせるときは、改正された安全衛生特別教育規程の教育科目、範囲及び時間に基づく特別教育を実施してください。

補足事項

- ① 小型車両系建設機械(解体用)運転の業務に係る特別教育(以下「小型解体用特別教育」という。)は、ブレーカを対象としたものから、ブレーカ及び鉄骨切断機等の4機種を対象としたものになります。(平成25年7月1日)
- ② 教育内容が充実したことにより、教育時間は改正前の12時間から改正後は14時間となります。
- ③ 改正前の小型解体用特別教育を受けた者は、平成25年7月1日以降も引き続き機体重量3トン未満のブレーカの運転業務に就くことができます。
- ④ 改正後の小型解体用特別教育の講習科目及び時間は次のとおりです。

1) 学科教育	
走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	2時間
作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識	2.5時間
運転に必要な一般的知識に関する知識	1.5時間
関係法令	1時間
2) 実技教育	
走行の操作	4時間
作業のための装置の操作	3時間
合計	14時間

車両系建設機械(解体用)運転技能講習(国交省資格取得者別)比較表

建設機械施工技士の資格と車両系建設機械(解体用)の各種技能講習の講習科目	改正前 車両系建機(解体用)技能講習規程				改正後 車両系建機(解体用)技能講習規程				経過措置 技能特例講習(労働基準局長通達)			
	解体用フルの講習(第2条)	ショベル系・トラクター系以外(第3条)	整地・運搬・積み込み用及び掘削用(トラクター系)(第4条)	ショベル系	解体用フルの講習(第2条)	ショベル系・トラクター系以外(第4条第3項)	整地・運搬・積み込み用及び掘削用(トラクター系)(第4条第1項)(短縮講習)	ショベル系(第4条第2項)	第1種技能特例講習	第2種技能特例講習	第3種技能特例講習	第4種技能特例講習

学科講習

講習科目	講習時間				講習時間				講習時間			
走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	4時間	免除	免除	免除	4時間	免除	免除	免除	免除	免除	免除	2時間
作業に関する装置の構造、取扱い方法及び作業方法に関する知識	4時間	4時間	1時間	免除	5時間	5時間	2時間	1時間	1時間	1時間	2時間	2.5時間
運転に必要な一般的事項に関する知識	2時間	免除	0.5時間	免除	3時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間	1.5時間
関係法令	1時間	免除	0.5時間	免除	1時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間	1時間
小 計	11時間	4時間	2時間	0時間	13時間	6時間	3時間	2時間	2時間	2時間	3時間	7時間

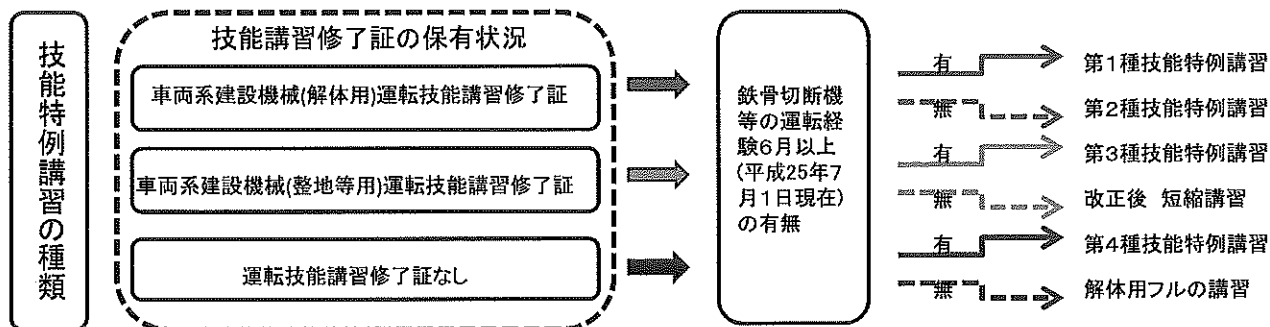
実技講習

講習科目	講習時間				講習時間				講習時間			
走行の操作	20時間	免除	免除	免除	20時間	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除
作業のための装置の操作	4時間	4時間	1時間	免除	5時間	5時間	2時間	1時間	免除	1時間	免除	免除
小 計	24時間	4時間	1時間	0時間	25時間	5時間	2時間	1時間	0時間	1時間	0時間	0時間
合 計	35時間	8時間	3時間	0時間	38時間	11時間	5時間	3時間	2時間	3時間	3時間	7時間

(注1) 表中ショベル系は、建設機械施工技術検定の1級合格者でショベル系の選択者、2級の第2種合格者、トラクター系は1級合格者でトラクター系の選択者、2級の第1、3種合格者、ショベル系・トラクター系以外は1級合格者でトラクター系、ショベル系を選択しなかった者(モーター・グレーダー、締め固め、ほ装用、基礎工事用を選択した者)、2級の第4、5、6種合格者を示します。

(注2) 技能特例講習は、平成25年6月から平成27年6月30日までの約2年間実施されます。

(注3) 技能特例講習の対象者については、それぞれ第1種は改正前の解体用技能講習修了者で6カ月以上の鉄骨切断機等の運転経験者、第2種は改正前の解体用技能講習修了者で6カ月未満の鉄骨切断機等の運転経験者、第3種は整地・運搬・積み込み用及び掘削用技能講習修了者で6カ月以上の鉄骨切断機等の運転経験者、第4種は6カ月以上の鉄骨切断機等の運転経験者が対象です。



◆ このリーフレットに関するご質問等は、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。

「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について」

(平成 25 年 4 月 12 日付け基発 0412 第 13 号) (抜粋)

第 1 改正の趣旨

2 車両系建設機械関係

近年、解体工事現場への導入が進んでいる鉄骨切断機、コンクリート圧砕機又は解体用つかみ機（以下「鉄骨切断機等」という。）を原因とする休業 4 日以上之死傷労働災害が年間 100 件程度発生している一方で、その特性に応じた労働災害防止措置が設けられていないことから、鉄骨切断機等による労働災害の防止を図るために必要な措置を規定したものである。

また、これらの機械以外の車両系建設機械についても、これらの機械と同様に実施する必要がある場合には、規定の対象としたこと。

第 2 細部事項

2 車両系建設機械関係（第 2 編第 2 章第 1 節及び別表第三関係）

(1) 定義等（第 151 条の 84 関係）

ア 労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）別表第 7 第 6 号 2 の「厚生労働省令で定める機械」として、鉄骨切断機等を規定したこと。

イ 鉄骨切断機とは、鉄骨（非鉄金属の工作物を含む。）を切断するためのはさみ状のアタッチメントを装着した建設機械をいうこと。

ウ コンクリート圧砕機とは、コンクリートを砕くためのはさみ状のアタッチメントを装着した建設機械をいうこと。鉄筋を切断する機能を付加したものも、これに含まれること。

エ 解体用つかみ機とは、木造の工作物を解体し、又はその解体物をつかんで持ち上げるためのフォーク状のアタッチメントを装着した建設機械をいうこと。

オ 第 2 章第 1 節において、労働安全衛生法施行令別表第 7 第 6 号に掲げる機械（ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機及び解体用つかみ機）で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものを「解体用機械」と定義したこと。

(2) 構造（第 153 条関係）

ア 岩石の落下等により当該物が労働者に激突するおそれがある場所で、鉄骨切断機等を使用するときは、堅固なヘッドガードを備えなければならないこととしたこと。

イ 「岩石の落下等」の「等」には、鉄骨又はコンクリートの破片の落下や木造の工作物の倒壊が含まれること。また、本条のヘッドガードは、落下等の

おそれのある物に対応したものとする必要があること。

(3) 使用に係る危険の防止 (第2款関係)

ア 転倒又は転落による危険の防止 (第157条の2関係)

- ① 第157条の転倒及び転落を防止する措置の実施にもかかわらず、車両系建設機械の転倒又は転落が生じており、その際に運転者が車両系建設機械から飛び降りて機体に押しつぶされる等の労働災害が発生していることから、こうした労働災害を防止するための一定の努力義務を規定したこと。
- ② 「路肩、傾斜地等」の「等」には、岩石、根株等があり、転倒等のおそれのある場所が含まれること。
- ③ 「運転者に危険が生ずるおそれのある場所」には、傾斜角が5度を超える傾斜地、及び②の場所が含まれること。なお、第157条第1項の規定に基づき、補強やガードレールの設置を行った路肩、必要な広さ及び強度を有する鉄板の敷設や締め固めを行った地盤は、これに含まれないこと。
- ④ 「転倒時保護構造」には、日本工業規格A8920の3.2又は日本工業規格A8921の3.1に定める規格に適合するものが含まれること。
また、「シートベルト」には、日本工業規格A8911の3.1に定める規格に適合するものが含まれること。

イ アタッチメントの交換作業時の危険の防止 (第165条及び第166条の2関係)

- ① 改正前の第165条は、複数の労働者がアタッチメントの交換作業等を行う場合において、労働者相互の連絡不十分による労働災害を防止するため、作業を指揮する者を定め、その者に作業手順の決定等を行わせることを義務付けたものであるが、労働者相互の連絡不十分により、②の架台が使用されないことのないよう、その使用状況の監視を作業指揮者に行わせることとしたこと。(第165条関係)
- ② アタッチメントの交換作業中にアタッチメントが倒壊し、又は不意に動くことにより、労働者がアタッチメントに激突され、又は挟まれる労働災害が発生していることから、車両系建設機械のアタッチメントの装着又は取り外しの作業を行う際の架台の使用を義務付けたこと。(第166条の2関係)
- ③ 第166条の2第1項の「アタッチメントが倒壊すること等」の「等」には、アタッチメントが不意に動くことが含まれること。また、「アタッチメントが倒壊すること等による労働者の危険」には、倒れたアタッチメントの下敷きになる危険や、アタッチメントが不意に動いて手を挟まれる危険が含まれること。
- ④ 第166条の2の規定は、鉄骨切断機等以外の車両系建設機械にも適用されるものであり、例えば、三角形のバケットを取り外す際には交換用の架台を使用しなければならないこと。

⑤ 第 166 条の 2 第 1 項の架台は、解体用機械の製造者が製造した専用の架台に限られず、敷角等のアタッチメントの倒壊等を防止できるものであればよいこと。

⑥ 安定的に地面に置くことができる形状のアタッチメントを交換する作業においては、「アタッチメントが倒壊すること等による労働者の危険」がないため、第 166 条の 2 の架台を使用する必要はないこと。

ウ 装着するアタッチメントに係る制限（第 166 条の 3 関係）

① アタッチメントを交換できる車両系建設機械について、その構造上定められた重量を超えるアタッチメントを取り付けた場合、当該車両系建設機械が転倒する危険があることから、その構造上定められた重量を超えるアタッチメントの装着を禁止したこと。

② 「その構造上定められた重量」とは、車両系建設機械構造規格（昭和 47 年労働省告示第 150 号）に規定される安定度が損なわれない範囲内のアタッチメントの重量をいうこと。

③ 本条は、鉄骨切断機等以外の車両系建設機械にも適用されるものであり、アタッチメントには、鉄骨切断具、コンクリート圧砕具及び解体用つかみ機のつかみ具のほか、バケット、ジッパーが含まれること。

エ アタッチメントの重量の表示等（第 166 条の 4 関係）

① アタッチメントを取り替えた場合、機械重量や機械総重量、すくい上げることのできる物の容量や持ち上げることのできる物の重量が変わるため、これらの情報を運転者が容易に確認できるように、一定の方法による表示又は書類の備付けを義務付けたこと。

② ウ③については、本条についても同様であること。

③ 「バケット、ジッパー等」の「等」には、解体用つかみ機の「つかみ具」が含まれること。

④ 「重量」とは、アタッチメント自体の重量をいい、「容量」とは、バケット、ジッパー等によりすくい上げることのできる物の容量をいい、「最大積載重量」とは、バケット、ジッパー等を装着した車両系建設機械が持ち上げることのできる物の最大の重量をいうこと。

⑤ 「運転者の見やすい位置」とは、原則として、運転者が運転席から容易に見得る位置をいい、具体的には運転室内の前部又は側部の見やすい位置をいうこと。ただし、当該位置に操縦装置その他計器類が設けられているため表示することが困難な車両系建設機械においては、「運転者が容易にあらかじめ見ることができる位置」として差し支えないこと。

⑥ 「容易に確認できる書面」とは、アタッチメントの重量等が分かりやすく記載された 1 枚程度の書面をいうこと。また、当該書面の備付けは、運転席周辺の容易に取り出せる場所に行わなければならないこと。

⑦ 平成 25 年 6 月 30 日までにアタッチメントを交換できる車両系建設機械

(機械本体に装着されていないアタッチメントを含む。)を譲渡し、又は提供した者は、その相手方が、本条により表示又は書面の備付けが必要となる事項に関する情報を求めた場合には、それを通知する必要があること。

⑧ アタッチメント自体にも同様の表示を行うことが望ましいこと。

オ 定期自主検査 (第 168 条関係)

① 第 171 条の 4 の特定解体用機械の「逆止め弁、警報装置等」については、労働災害の防止上、特に重要であるため、1 月以内ごとに 1 回、定期に行う自主検査の項目として規定したこと。

② 「逆止め弁」とは、油圧の異常低下によるブーム及びアームの急激な降下、収縮を防止するための弁をいうこと。

③ 「警報装置」とは、作業範囲を超えてブーム又はアームが操作されたときに警音を発する装置をいうこと。

④ 「逆止め弁、警報装置等」の「等」には、ブームの角度計や作業範囲を超えてブーム又はアームが操作されたときに、起伏装置及び伸縮装置の作動を自動的に停止させる装置が含まれること。

⑤ 特定解体用機械に該当しない解体用機械であつて、ブーム及びアームを水平にした状態において、解体用つかみ機に求められる前方安定度を確保できないものの逆止め弁、警報装置等についても、1 月以内ごとに 1 回、定期に自主検査を行うこと。

(4) 解体用機械のみに関する措置 (第 5 款)

ア 特定の場所における特定解体用機械の使用の禁止 (第 171 条の 4 関係)

① 特定解体用機械 (ブーム及びアームの長さの合計が 12 メートル以上である解体用機械) は安定性が低く、また、転倒し、又は転落した場合における危険性が高いことから、転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれがある場所での使用を禁止したこと。

② 「路肩、傾斜地等」及び「労働者に危険が生ずるおそれのある場所」の意義については、第 157 条の 2 と同様であること。

③ 「地形、地質の状態等」の「等」には、亀裂、含水、湧水、凍結等の有無及び状態、埋設物等の有無及び状態等が含まれること。

④ 「地形、地質の状態等に応じた当該危険を防止するための措置」には、アウトリガーにより十分な安定性が確保できる場合のアウトリガーの張り出しが含まれること。

⑤ 特定解体用機械に該当しない解体用機械であつて、ブーム及びアームを水平にした状態において、解体用つかみ機に求められる前方安定度を確保できないものについては、本条の場所での使用を控えること。

⑥ 第 5 款において複数の機械を規制することとし、これに伴い、作業の対象物の種類も増えたことから、規制の対象とする作業について、単に「解体用機械を用いて作業を行うとき」と規定したこと。なお、当該作業には、

解体用機械を用いた工作物、コンクリート、岩石等の解体、破壊、破碎、切断の作業が含まれること。

イ 特定の場所における運転室を有しない解体用機械の使用の禁止（第 171 条の 5 関係）

① 解体用機械を用いて作業を行う場合、圧碎したコンクリートの破片が飛来し、労働者に激突するなどの危険があるため、このような場所においては、運転室を有しない解体用機械を用いた作業を原則として禁止したこと。

② 「物体の飛来等」の「等」には、解体用つかみ機によりつかんだ物の激突が含まれること。

③ 「物体の飛来等の状況に応じた当該危険を防止するための措置」によることができるか否かは、解体用機械のアタッチメントの動力や、作業の対象物の構造、性質、機械本体と作業の対象物との距離を勘案して判断する必要があること。当該措置の例としては、次のものがあること。

（ア）アタッチメント自体に物体の飛来を防止する覆いを取り付けること。

（イ）予想される物体の飛来又は激突の強さに応じた強度を有する防護設備を設けること。

（ウ）物体の飛来の強さが十分弱い場合に、顔面の保護面を有する保護帽及び身体を保護できる衣服を使用させること。

ウ 危険な箇所への立入禁止等（第 171 条の 6 関係）

① 鉄骨切断機等を用いた作業において、鉄骨又はコンクリートの破片が飛来し、又はつかんだ木材が激突するなどの労働災害が発生していることから、こうした危険のある箇所について、関係労働者を含め、解体用機械の運転者以外の労働者の立入りを禁止したこと。

② 鉄骨切断機等を用いた作業について、ブレーカと同様に、悪天候時の作業の中止を義務付けたこと。

③ 労働安全衛生法施行令第 6 条第 15 号の 2、第 15 号の 3 及び第 15 号の 5 の作業に係る悪天候時の作業の中止については、それぞれ第 573 条の 3 第 2 号、第 517 条の 10 第 2 号及び第 517 条の 15 第 2 号において規定されているため、本条の対象から除外したこと。一方で、労働安全衛生法施行令第 6 条第 15 号の 2、第 15 号の 3 及び第 15 号の 5 の作業に係る立入禁止については、本条第 1 号と対象となる場所が異なるため、本条の対象としたこと。

④ 第 1 号の「物体の飛来等」の「等」については、第 171 条の 5 と同様であること。

（5）技能講習（別表第 3 及び附則第 3 条関係）

ア 鉄骨切断機等（別表第 3 及び附則第 3 条関係）

① 解体用機械のうち、鉄骨切断機等の運転の業務に就くことができる者として、平成 25 年 7 月 1 日以降に開始される車両系建設機械（解体用）運転

技能講習（安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示（平成 25 年厚生労働省告示第 141 号）による車両系建設機械（解体用）運転技能講習規程の改正により、鉄骨切断機等の運転に係る内容が追加されたもの）を修了した者及び厚生労働大臣が定める者を規定したこと。（別表第 3 関係）

② 改正前の車両系建設機械（解体用）運転技能講習を修了した者については、平成 27 年 6 月 30 日までの間に行われる都道府県労働局長が定める講習を修了した場合には、解体用機械のうち、鉄骨切断機等の運転の業務に就くことができるとしたこと。（附則第 3 条関係）

③ 平成 25 年 7 月 1 日時点において、解体用機械等のうち、鉄骨切断機等の運転の業務に従事しており、かつ、当該業務に 6 月以上従事した経験を有する者については、平成 27 年 6 月 30 日までの間に行われる都道府県労働局長が定める講習を修了した場合には、当該業務に就くことができるとしたこと。（附則第 3 条関係）

④ ②・③の「都道府県労働局長が定める講習」については、別途通達すること。

イ ブレーカ（別表第 3 関係）

この省令による改正前に、解体用機械のうち、ブレーカの運転の業務に就くことができる者は、平成 25 年 7 月 1 日以降も当該業務に就くことができること。

3 附則関係

ア 施行期日（附則第 1 条関係）

この省令は、平成 25 年 10 月 1 日から施行すること。ただし、車両系建設機械関係は、平成 25 年 7 月 1 日から施行すること。

イ 譲渡制限等に関する経過措置（附則第 2 条関係）

① 平成 25 年 7 月 1 日において現に製造している鉄骨切断機等及び現に存在する鉄骨切断機等については、労働安全衛生法第 42 条の規定は適用されないこと。

② 「現に製造している」とは、現に設計の完了（設計の大部分を終了している場合を含む。）以降の過程にあることをいい、「現に存する」とは、現に使用されていること及び製造が完了しているが、まだ使用されていないことをいうこと。

③ 平成 25 年 7 月 1 日以降にアタッチメントを交換した鉄骨切断機等については、機体本体の製造又は輸入の年月日によって本条に該当するか否かが判断されること。

ウ 罰則に関する経過措置（附則第 4 条関係）

改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとしたこと。

「安全衛生特別教育規定等の一部を改正する告示の適用について」

(平成 25 年 4 月 12 日付け基発 0412 第 14 号) の記

第 1 改正の趣旨

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）の規定により、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号。以下「令」という。）別表第 7 第 6 号に規定される建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるもの（以下「車両系解体用機械」という。）については、厚生労働大臣が定める規格に適合したものでなければ譲渡等が禁止されるとともに、その運転の業務に従事する労働者は、一定の技能講習を修了した者又は特別教育を受けた者に限定されている。

今般、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成 25 年厚生労働省令第 58 号）による労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）の一部改正により、令別表第 7 第 6 号 2 の解体用機械として、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機及び解体用つかみ機が規定されることに伴い、これらの機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるもの（以下単に「鉄骨切断機等」という。）が適合しなければならない規格や、その運転の業務に従事する労働者に対する技能講習、特別教育の内容を規定したものである。

第 2 細部事項

1 安全衛生特別教育規程（昭和 47 年労働省告示第 92 号）

- (1) 労働者に対する特別の教育が必要な業務に、機体重量が 3 トン未満の鉄骨切断機等の運転業務が追加されたことに伴い、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるブレーカ（以下単に「ブレーカ」という。）の運転の業務に従事する労働者に対する特別教育の内容を拡充し、鉄骨切断機等を含めた合計 4 機種 of 車両系解体用機械を対象とするものに改めたこと。

（第 11 条の 3 関係）

- (2) 具体的には、次のとおり改めたこと。

ア 学科教育の「小型車両系建設機械（解体用）の作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識」の教育時間を 0.5 時間増加させて 2.5 時間としたこと。

イ 学科教育の「小型車両系建設機械（解体用）の運転に必要な一般的事項に関する知識」の教育時間を 0.5 時間増加させて 1.5 時間としたこと。
なお、この科目の範囲として規定されていた「土木施工の方法」について、用語の整理により、「建設施工の方法」に改めたこと。

ウ 実技教育の「小型車両系建設機械（解体用）の作業のための装置の操作」の教育時間を1時間増加させて3時間としたこと。

(3) 平成25年7月1日前に、ブレーカの運転の業務に従事する労働者に対する特別教育を受けた者については、引き続き、機体重量3トン未満のブレーカの運転の業務に従事させることができること。

(4) 平成25年7月1日前に、ブレーカの運転の業務に従事する労働者に対する特別教育を受けた者については、機体重量3トン未満の鉄骨切断機等の運転の業務に従事させる場合には、(2)のとおり拡充された内容についての教育が必要であること。

2 労働安全衛生規則別表第3下欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（昭和47年労働省告示第113号）の一部改正関係

(1) 労働安全衛生規則別表第3の「令第20条第12号の業務のうち令別表第7第6号2に掲げる建設機械の運転の業務」の項第2号の厚生労働大臣が定める者として、次の者を定めたこと。なお、同項第1号には、平成25年7月1日以後に開始される車両系建設機械（解体用）運転技能講習を修了した者が規定されていること。

ア 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「能開法」という。）に規定する普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「能開法規則」という。）別表第2の訓練科の欄に定める機械整備系建設機械整備科又は揚重運搬機械運転系建設機械運転科の訓練（通信の方法によって行われるものを除く。）で、厚生労働省労働基準局長が指定するものを修了した者

イ 能開法に規定する普通職業訓練のうち、能開法規則別表第4の訓練科の欄に掲げる建設機械整備科の訓練（通信の方法によって行われるものを除く。）で、厚生労働省労働基準局長が指定するものを修了した者

ウ 平成4年改正前の能開法に規定する準則訓練のうち、平成5年改正前の能開法規則別表第3の訓練科の欄に掲げる建設機械整備科又は建設機械運転科の訓練で、厚生労働省労働基準局長が指定するものを修了した者

エ 平成4年改正前の能開法に規定する能力再開発訓練のうち、平成5年改正前の能開法規則別表第7の訓練科の欄に掲げる建設機械整備科又は建設機械運転科の訓練で、厚生労働省労働基準局長が指定するものを修了した者

(2) ア～エの訓練を実施する者で、厚生労働省労働基準局長の指定を受けようとするものは、当該訓練が、車両系建設機械（解体用）運転技能講習と同等以上の知識及び技能を付与するものであることを証する書面を添え

て、厚生労働省労働基準局長あて申請する必要があること。

3 車両系建設機械構造規格（昭和 47 年労働省告示第 150 号）の一部改正関係

(1) 安定度（第 4 条関係）

ア 鉄骨切断機等について、ブレーカと同様の後方安定度の要件を規定したこと。

イ 解体用つかみ機（特定解体用機械に該当するものを除く。）は、予測以上の荷重がかかることによる転倒の危険があるため、ブーム及びアームが向けられている側の転倒支点における安定モーメントの値がその転倒支点における転倒モーメント値の 1.33 倍以上となる前方安定度を有しなければならないとしたこと。

ウ ブーム及びアームの長さの合計が 12 メートル以上である解体用機械（以下「特定解体用機械」という。）は、重心が高く、特に転倒しやすい構造であるため、ブーム及びアームが向けられている側の転倒支点における安定モーメントの値がその転倒支点における転倒モーメントの値の 1.5 倍以上となる前方安定度を有しなければならないとしたこと。

エ 第 4 項及び第 5 項の「転倒支点」は、ブーム及びアームが向けられている側の全ての転倒支点をいうこと。

オ 第 4 項の前方安定度は、日本工業規格（以下「JIS」という。）A8340-4 の 4. 6. 4. 2 で引用される国際規格 ISO10567-2007 により求めること。

カ 第 5 項の前方安定度は、JISA8340-4 附属書 JC. 6. 1. 1 により求めること。

キ 本条第 6 項において読み替えて準用する第 3 項第 1 号中「前方安定に関し最も不利となる状態」とは、第 4 項の適用については、解体用つかみ機のブーム及びアームを水平にした状態を、第 5 項の適用については、ブーム及びアームを水平方向に最大限伸ばした状態をいうものであること。

ク ブーム及びアームの長さの合計が 12 メートル未満の解体用機械であっても、第 5 項の前方安定度を確保できる範囲で、ブーム及びアームを動かすことができる範囲（作業範囲）を設定すること。

(2) 作業装置用ブレーキ（第 6 条関係）

鉄骨切断機等について、ブレーカと同様の作業装置用ブレーキの要件を規定したこと。ただし、油圧又は空気圧を動力として用いる解体用機械は、本条の作業装置用ブレーキを備えなくても差し支えないこと。

(3) 運転室（第 9 条）

ア 第 4 項は、ブレーカの運転室の前面のガラスについて、強化ガラス以

外の安全ガラスの使用が認められる趣旨を明らかにするため、改正を行ったものであること。

イ 第4項の「安全ガラス」には、JISR3211(自動車用安全ガラス)に定める合わせガラス又は強化ガラスの規格に適合するもの、及び JISR 3206 (強化ガラス) に定める規格に適合するものが含まれること。

ウ 第5項は、鉄骨切断機及びコンクリート圧砕機については、作業時に解体物やその破片が運転室に飛来するおそれがあることから、運転室の前面に安全ガラスを使用することに加え、その前面に物体の飛来による危険を防止するための設備を備えているものでなければならないとしたものであること。

エ 第5項の「物体の飛来による危険を防止するための設備」は、アタッチメントの動力、想定される作業の対象物の構造、性質、想定される機械本体と作業の対象物との距離を勘案し、最も危険性の高い飛来物から労働者を保護することのできるものをいうこと。

(4) アーム等の昇降による危険防止設備 (第11条関係)

ア 鉄骨切断機等について、ブレーカと同様のアーム等の昇降による危険防止設備の要件を規定したこと。

イ 「アーム等」の「等」には、ブームが含まれること。

(5) 自動停止装置等 (第13条の2関係)

ア 作業範囲 (安定を確保する観点から定められた、ブーム及びアームを動かすことができる範囲) を超えてブーム又はアームが操作されるおそれがある特定解体用機械には、作業範囲を超えてブーム又はアームが操作されたときに、起伏装置及び伸縮装置の作動を自動的に停止させる装置又は運転者に注意を喚起するための警音を発する装置を備えているものでなければならないとしたこと。なお、作業範囲を超えてブーム又はアームを操作することは、労働安全衛生規則第163条により禁止されていること。

イ 「安定度等」の「等」には、構造、材料、ブーム及びアームの長さが含まれること。

ウ 「作業範囲を超えてブーム又はアームが操作されるおそれがある」とは、ブーム及びアームを水平にした状態において、第4条第4項の前方安定度を確保できない構造であることをいうこと。

エ 特定解体用機械に該当しない解体用機械であって、ブーム及びアームを水平にした状態において、第4条第4項の前方安定度を確保できない構造のものについては、本条の装置を備えていることが望ましいこと。

(6) 逆止め弁 (第14条関係)

ア 油圧を動力として用いる特定解体用機械の起伏装置及び伸縮装置は、

原則として、油圧ホースの破損や接続部からの油漏れによる油圧の異常低下によるブーム及びアームの急激な降下等を防止するための逆止め弁を備えているものでなければならぬとしたこと。

イ 「急激な降下等」の「等」とは、急激な収縮をいうこと。

ウ 特定解体用機械に該当しない解体用機械であつて、ブーム及びアームを水平にした状態において、第4条第4項の前方安定度を確保できないものについては、「逆止め弁」を備えたものとする。

(7) 表示 (第15条関係)

ア 取り替えることのできるアタッチメントを有する車両系建設機械については、当該アタッチメントの重量及び装着することのできるアタッチメントの重量が運転者の見やすい位置に表示されているもの、又は運転者が当該事項を容易に確認できる書類を備え付けたものでなければならぬとしたこと。

イ 本条の表示について、運転者が必要な事項を容易に確認できる書類を備え付けることにより代替できることとしたこと。

ウ 運転者が容易に確認できる書類の備付けの方法には、必要事項を記載した書類を運転席周辺の書類入れに入れておくことが含まれること。

4 車両系建設機械(解体用)運転技能講習規程(平成2年労働省告示第65号)の一部改正関係

(1) 労働者の就業が制限される業務として、機体重量3トン以上の鉄骨切断機等の運転の業務が追加されたことに伴い、ブレーカの運転の業務に従事することが認められる技能講習の内容を拡充し、鉄骨切断機等を含めた合計4機種 of 車両系解体用機械を対象とするものに改めたこと。

(2) 一般の技能講習の範囲及び時間について、次のとおり改めたこと。

ア 学科講習の「作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識」の講習時間を1時間増加させて5時間としたこと。

イ 学科講習の「運転に必要な一般的事項に関する知識」の範囲に「鉄骨造又は木造の工作物等の種類及び構造」を加え、その講習時間を1時間増加させて3時間としたこと。なお、この科目の範囲として規定されていた「土木施工の方法」について、用語の整理により、「建設施工の方法」に改めたこと。

ウ 実技講習の「作業のための装置の操作」の講習時間を1時間増加させて5時間としたこと。

(3) 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習を修了した者等に関する特例について、次のとおり改めたこと。

ア 学科講習の「作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する

知識」の講習時間を1時間増加させて2時間としたこと。

イ 学科講習の「運転に必要な一般的事項に関する知識」の範囲に「鉄骨造又は木造の工作物等の種類及び構造」を加えたこと。なお、この科目の範囲として規定されていた「土木施工の方法」について、用語の整理により、「建設施工の方法」に改めたこと。

ウ 実技講習の「作業のための装置の操作」の講習時間を1時間増加させて2時間としたこと

(4) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)に規定する建設機械施工技術検定のうち、1級の技術検定に合格した者で、実地試験においてトラクター系建設機械操作施工法とショベル系建設機械施工法のいずれをも選択しなかったもの、又は2級の技術検定で第4種から第6種までの種別に該当するものに合格した者については、これまで一部の講習科目の受講を免除していたが、別途鉄骨切断機等の安全な操作方法等に係る知識及び技能を付与する必要があるため、時間を短縮した技能講習を実施することとしたこと。

(5) 建設業法施行令に規定する建設機械施工技術検定のうち、1級の技術検定に合格した者で、実地試験においてショベル系建設機械操作施工法を選択したもの、又は2級の技術検定で第2種の種別に該当するものに合格した者については、これまで技能講習の全部を免除していたが、別途鉄骨切断機等の安全な操作方法等に係る知識及び技能を付与する必要があるため、時間を短縮した技能講習を実施することとしたこと。

(6) 講師の要件については、平成16年3月19日付け基発第0319009号「公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律の施行並びにこれに伴う関係政令、省令及び告示の改正等について」(以下「基発第0319009号通達」という。)の別添8の34に示したとおりであること。

(7) 第2条第2項の表の「走行の操作」の科目の「定められたコース」については、昭和47年10月30日付け基発第703号「安全関係技能講習規程の施行について」(以下「基発第703号通達」という。)の第12の2の(1)を準用すること。

(8) 第2条第2項の表の「作業のための装置の操作」の科目については、次のア及びイをそれぞれ行うこと。

ア ブレーカ

① 「定められた方法」とは、次の(ア)から(ウ)までの操作を組み合わせて行わせる方法をいうこと。

(ア) ブーム及びアームの上下の操作

(イ) ブレーカユニットの伸ばしと抱込みの操作

(ウ) 旋回及びタガネを作業点へ移動させる操作

② 基本操作のほか、コンクリート柱、壁等立体物及びコンクリート床等平面体の解体作業のための装置の操作を行わせること。

イ 解体用つかみ機

① 「定められた方法」とは、次の(ア)から(ウ)までの操作を組み合わせを行わせる方法をいうこと。

(ア) ブーム及びアームの上下の操作

(イ) つかみ具の開閉の操作

(ウ) 対象物をつかみ、持ち上げて旋回し、所定の位置に置く操作

② 基本操作のほか、解体用つかみ機による木造工作物等立体物の解体作業のための装置の操作を行わせること。

(9) 実技講習に使用する機械は次のものとする。

ア 「走行の操作」については、ショベル系建設機械であればブレーカ又は解体用つかみ機以外のものでも差し支えないこと。また、タイヤ式又はクローラ式のいずれでもよいこと。

イ 「作業のための装置の操作」については、タイヤ式又はクローラ式のブレーカ(ドラグ・ショベルのバケットをブレーカユニットに交換したもので差し支えない。)及び解体用つかみ機(ドラグ・ショベルのバケットを解体用つかみ具に交換したもので差し支えない。)を使用すること。

ウ 使用する車両系建設機械は、機体重量が5トン以上のものとする。

(10) 修了試験の実施については、平成2年9月26日付け基発第586号「床上操作式クレーン運転技能講習規程、小型移動式クレーン運転技能講習規程、車両系建設機械(解体用)運転技能講習規程、不整地運搬車運転技能講習規程及び高所作業車運転技能講習規程の施行について」(以下「基発第586号通達」という。)の第1の3によること。ただし、一部の講習科目の受講が免除されている者については、受講者が受講した各科目の点数の合計をもって満点とし、合格は、各科目の得点が、各科目の配点の40%以上であって、かつ、得点の合計が、受講者が受験した科目の配点の合計点の60%以上である場合とすること。

(11) 学科試験における各科目の配点は、次のとおりとすること。

ア 走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 30点

イ 作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識 30点

ウ 運転に必要な一般的事項に関する知識 20点

エ 関係法令 20点

合計100点

(12) 実技試験については、基発第703号通達の第12の3の(2)を準用し

て行うこと。この場合の実技試験採点表は、別表によること。

5 附則関係

(1) この告示は、平成 25 年 7 月 1 日から適用すること。(附則第 1 条)

(2) 改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとしたこと。(附則第 3 条関係)

第 3 関係通達の一部改正

1 基発第 586 号通達の一部改正

基発第 586 号通達の第 4 の 2 及び 3 を次のように改めること。

2・3 削除

2 基発第 0319009 号通達の一部改正

基発第 0319009 号通達の別添 7 の 6 の (2) 「ブレーカ (ドラグ・ショベルにブレーカユニットを装着したもので差し支えない。)」を「ブレーカ及び解体用つかみ機 (ドラグ・ショベルのアタッチメントをそれぞれブレーカユニット及び解体用つかみ具に交換したもので差し支えない。)」に改正すること。

実技試験採点表（車両系建設機械（解体用））

試 験 項 目		配点	減点	得点
1 走 行 の た め の 操 作	(1) 車体 車体周囲確認点検（確認姿勢、確認位置等）	2		
	(2) 乗車 乗車方法等（乗車姿勢、乗車位置、飛び乗り等）	2		
	(3)-① エンジン始動前 乗車後の周辺安全確認 つかみ具の位置確認 操作レバー位置確認	4		
	(3)-② エンジン始動 エンジン始動の円滑さ			
	(3)-③ エンジン始動後 各計器の指度状態確認 警告ランプ、警報ブザー状態確認			
	(4) 発進 発進前の周辺安全確認 作業装置レバーの再確認（レバーの中立又は保持状態） 発進のための各レバー、ハンドル、ペダル類の一連操作の円滑さ（各機種に対応したもの）	4		
	(5) 走行 前方の安全状態確認 カーブ走行又は傾斜地走行の円滑さ 屈折走行の円滑さ 方向変換の円滑さ（徐行を含める。） 変速操作の的確、円滑さ 走行レバー、ハンドル、ペダル操作の的確、円滑さ 適正速度の確保 コース内の走行（離脱）	18		
	(6) 停止 一時停止位置の確保 駐車ブレーキの作動 変速レバー、燃料調整レバー等の一連のレバー、ハンドル、ペダル類の操作位置 操作の円滑さ	4		
	(7) 下車 下車方法等	2		
	(8) 移送のための積みおろし 各レバー、ハンドル、ペダル類の一連操作の円	4		

	滑さ 積み込みのための登板の円滑さ 積みおろしの降板中の円滑さ 登降板中の車体位置の適否 登降板後の車体位置の適否			
	小 計	40		
2 作業 の た め の 装 置 の 操 作	(1) つかみ位置までの発進、待機 発進前の周辺安全再確認 走行レバー、ハンドル、ペダル類の操作の円滑さ 停止の円滑さ 停止位置の適否（停止位置地盤状態を含む。） 駐車ブレーキの操作 （アウトリガーの張り出し操作の的確、円滑さ）	8		
	(2) つかみ準備作業 前方の安全状態確認 旋回操作の的確、円滑さ ブーム操作の的確、円滑さ アーム操作の的確、円滑さ つかみ具の位置とつかみ箇所的位置の的確さ	16		
	(3) つかみ上げ及び移動の作業 つかみ具作動ペダル、レバー操作の的確、円滑さ 物をつかみ上げ、放す位置の的確さ つかみ上げの状況と周辺の注意	12		
	(4) つかみ位置からの後退と停止 後退前の周辺安全再確認 （アウトリガーの格納操作の的確、円滑さ） 走行レバー、ハンドル、ペダル操作の的確、円滑さ 停止の円滑さ 停止位置の適否（停止位置地盤状態を含む。） 駐車ブレーキの操作	4		
	小 計	40		
3 そ の 他	所要時間（標準時間（ ）分オーバー） 作業態度 その他	20		
	小 計	20		
	計	100		

車両系建設機械のアタッチメントに貼る、1年以内に行う定期自主検査
(特定自主検査)を実施したことを証するシールについて

標記については、平成 24 年 12 月に取りまとめられた「解体用車両系建設機械の新たな安全対策に係る検討会報告書」において、「解体用車両系建設機械は、アタッチメントを頻繁に交換することから、本体（ベースマシン）への検査標章の貼り付けに加え、特定自主検査を実施したことを証するもののアタッチメントへの貼り付けについて、何らかの工夫を検討することが必要である。」と指摘されたことを受け、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会において検討され、開発された次図のものが例として掲げられること。

図 アタッチメントに貼るシール

